

<b>規制</b>	<b>自治体</b>	静岡市	<b>部課</b>	消防局査察課
-----------	------------	-----	-----------	--------

**規制の名称**

収納庫へのスプリンクラーヘッド（※）の設置基準  
 （※）スプリンクラーヘッドとは、主に天井に取り付けられ、火災時において放水する部分をいう。

**根拠条例等**

- ・ 消防法第 17 条第 1 項
- ・ 消防法施行令（以下「令」という。）第 12 条及び令第 32 条
- ・ 消防法施行規則（以下「規則」という。）第 13 条第 3 項
- ・ 静岡市予防事務審査基準（東京消防庁監修 予防事務審査・検査基準を準用）

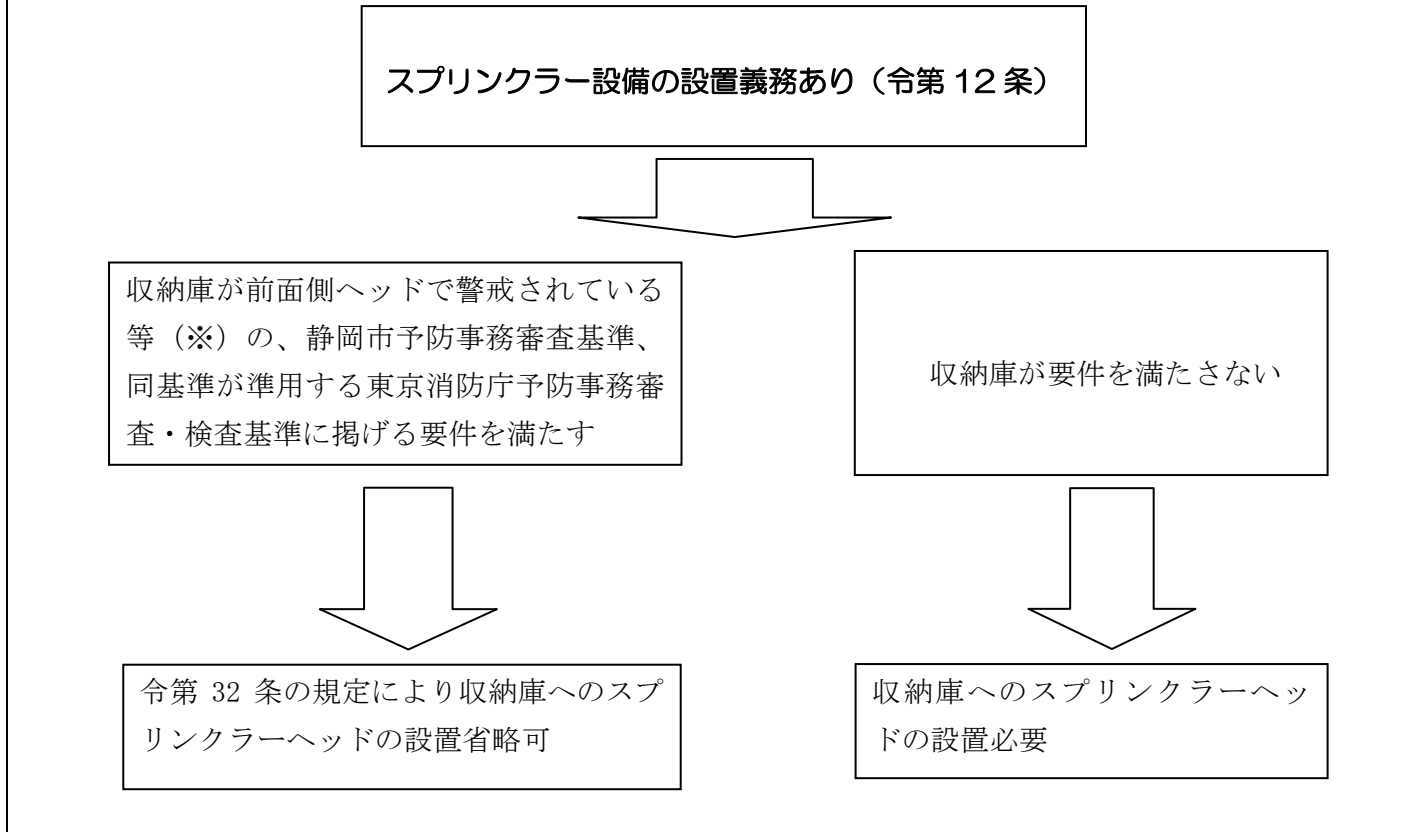
**規制の目的**

一定要件を満たさない収納庫（押入れ、クローゼット、物入れ等）（以下「収納庫」という。）については出火・延焼拡大のリスクがあるため、収納庫にスプリンクラーヘッドを法令基準に従い設置し、消火又は延焼拡大防止を図ることとしている。

**規制内容の概要**

初期火災や中期火災に対して、消火又は延焼拡大防止に有効に機能するスプリンクラー設備については、高齢者等の避難が困難な方が使用する施設や一定規模以上の大型施設に対し設置するよう消防法令で義務付けられている。  
 大型施設等の収納庫は、規則第 13 条第 3 項に規定するスプリンクラーヘッドの設置を要する部分に該当するため、消防法令上は原則スプリンクラーヘッドの設置を要するものである。  
 ただし、例外として静岡市予防事務審査基準、同基準が準用する東京消防庁予防事務審査・検査基準に掲げる要件を満たす収納庫については、令第 32 条（火災の発生のおそれが著しく少ない等の条件により、消防長又は消防署長が法令基準によらなくとも支障ないと認める場合の特例）の規定を適用し、スプリンクラーヘッドの設置を省略できるものとしている。

**規制の概念図**



（※）「前面側ヘッドで警戒されている等」の要件については、右記「措置の概要（対応案）」欄を参照。

<b>提案</b>	<b>提案主体</b>	会社・団体
-----------	-------------	-------

**提案事項**

「消防法」におけるスプリンクラー設置基準の明確化

**提案の具体的内容**

静岡市は、宿泊施設等の客室内において、1 ㎡以下のクローゼットや押し入れ等収納庫にスプリンクラーの設置を指導する場合がある。収納庫の面積を重視するか、用途として規制するのか明確な指針を望む。

<b>対応</b>	<b>措置の分類</b>	現行制度で対応済
-----------	--------------	----------

**措置の概要（対応案）**

静岡市消防局においては、静岡市予防事務審査基準で準用する東京消防庁監修予防事務審査・検査基準により、押し入れ等の面積ではなく、用途により設置の必要性を判断しており、指針は明確である。  
収納庫については、次の条件にすべて適合する場合で、当該収納庫の扉等側に設けられている前面側のヘッドで有効に警戒されている部分については、スプリンクラーヘッドの設置を省略できることとしており、条件に適合しない場合には設置を要する。

- 1 棚等があり、人が出入りできないこと。
- 2 照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が少ないこと。
- 3 スプリンクラーヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井が不燃材料で造られていること。
- 4 当該部分に面して規則第 13 条第 3 項の規定によりスプリンクラーヘッドで警戒されていない浴室、便所等がある場合は、壁が不燃材料で造られていること。